

岩手県告示第416号

漁業法（昭和24年法律第267号）第131条第2項の規定により、佐々定三に対し、定丸（漁船登録番号 I T 3 - 33851）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

令和4年6月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 令和4年7月20日(水) 午後2時から
- 2 場所 釜石市新町6番50号 釜石地区合同庁舎3階第1会議室